

大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について

1 履修証明制度の概要及び経緯

- ① 大学等においては、科目等履修生制度や公開講座等を活用して、その教育研究の成果を社会へ提供する取組が行われてきたところであるが、より積極的な社会貢献を促進するため、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学修プログラム（以下「履修証明プログラム」という。）を開設し、その履修者に対して法令に基づく履修証明書を交付できるよう、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行により履修証明制度が創設され、大学（専門職大学、大学院（専門職大学院を含む。以下同じ。）及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下「大学」という。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）において同制度が位置付けられているものであること。
- ② 履修証明制度は、大学等における社会人等を対象とした様々な学習機会の提供を一層促進するために制度上の位置付けをしたものであり、各大学等が実施する類似の取組を制約するものではないこと。一方、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 105 条及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 164 条に基づき編成された履修証明プログラムについては、これを修了した者に交付される履修証明書を学校教育法に基づくものとして位置付け、履修証明書にその旨を記載することが可能であること。
- ③ 大学等における履修証明は、各大学等の自主性・自律性に基づき、多様な分野において多様な取組が行われることを期待しており、履修証明プログラムの目的、分野、内容、修了要件については各大学等において適切に設定されるべきものであること。
- ④ 履修証明制度については、各大学等における実施状況や「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会）における提言等を踏まえ、社会的なニーズの高まりに応えてリカレント教育を推進するため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年文部科学省令第 2 号）の施行により、総時間数の下限について「120 時間以上」から「60 時間以上」に短縮されるとともに、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 11 号）の施行により、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 2 項等の規定により、大学（専門職大学及び短期大学を含む。以下「単位授与大学」という。）の定めるところにより当該大学の学生以外の者で履修証明プログラムを履修する者に対して単位を与えることができることとすることに加え、履修証明プログラムの編成に当たってあらかじめ公表するべき事項として単位の授与の有無（単位授与大学が編成する場合に限る。）及び実施体制を新たに加えるなどの見直しがなされたこと。

2 履修証明プログラムの編成・実施

- ① 大学が履修証明プログラムを開設し、その履修者に対して法令に基づく履修証明書の交付を行うに当たって、文部科学大臣の認可や届出の手続は不要であること。なお、履修証明を行うことについて学則への記載は必須でないこと。

一方、学校教育法施行規則第 164 条第 5 項の規定に基づき、履修証明プログラムの編成に当たって、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無（単位授与大学が編成する場合に限る。）、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表する必要があること。なお、公表の方法としては、大学が作成するホームページや募集要項等への掲載が想定されること。

- ② 学校教育法施行規則第 164 条第 1 項においては、履修証明プログラムは体系的に編成することとされており、単に総時間数が 60 時間以上に達しているだけでなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。
- ③ 履修証明プログラムの総時間数については、当該課程を構成する講習若しくは授業科目又はこれらの一部の実時間数を合計したものであること。このため、履修証明プログラムの講習又は授業の方法としては、大学設置基準に規定する講義、演習、実験、実習、実技等の面接授業、多様なメディアを高度に利用して行う授業の他、大学通信教育設置基準（昭和 56 年文部省令第 33 号）に規定する放送授業によることを想定しており、通信教育における印刷教材等による授業は想定していないこと。
- ④ 履修証明プログラムの履修資格は、高等学校卒業者や高等学校卒業程度認定試験の合格者、各大学による個別の入学資格審査の合格者等の大学入学資格を有する者のうちから各大学等が定める者に認められること。また、大学院が開設する履修証明プログラムの履修資格にあつては、大学院入学資格を有する者のうちから各大学院が定めることを想定していること。なお、履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として編成されるものであるが、当該大学等の学生が履修証明プログラムを履修し、履修証明書の交付を受けることを妨げるものはないこと。
- ⑤ 履修証明書の記載内容については、学校教育法施行規則第 164 条第 6 項の他、別添 5 の様式例を参照されたいこと。また、履修証明書の署名は、学長名の他、履修証明を実施する体制等に応じ、例えば学部長名や研究科長名等とすることも想定されること。
- ⑥ 履修証明プログラムを編成・実施するために整備すべき必要な体制としては、履修証明に関する学内委員会等を設けることが想定されるが、必ずしも専門の組織を新たに設けることを求めるものではなく、例えば、大学の生涯学習センター等の既存の組織においてその役割を担うことも想定されるものであり、履修証明プログラムの内容等に応じて各大学の判断により適切な体制を整備されたいこと。

また、必要な体制の整備に当たっては、履修証明プログラムが各大学の教育活動の一環であることに鑑み、大学設置基準第 7 条第 2 項等の規定に準じて行うことが求められること。

- ⑦ 履修証明プログラムにおける講習又は授業科目等の担当は、実施主体である大学の教員として位置付けられた者が、当該講習又は授業科目の実施計画を作成し、自ら講義等を実施し、履修者の成績評価を行うことが想定されているが、これらを補助する者として、例えば学外から講師を招聘することは可能であること。
- ⑧ 履修証明プログラムを実施するために固有に必要な教員数や校地・校舎面積の基準は定めていないが、履修証明プログラムを開設することにより学位を与える課程の教育に支障があつてはならず、大学設置基準第 31 条第 4 項及び第 5 項等の規定により、学生以外の者を相当数受け入れる場合には、相当の専任教員や校地・校舎面積を増加するとともに、1 クラス当たりの人数は教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする必要があることに留意すること。

- ⑨ その際、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成19年7月31日付け号文部科学省高等教育局長通知（19文科高第281号））の第1(2)五を踏まえ、大学設置基準第31条第4項の「相当数」については、個別具体の事例に即して判断されることになるが、例えば、科目等履修生等の数を履修科目の単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合などが想定されること。また、同条第5項の「第24条の規定を踏まえ」については、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を踏まえるという趣旨であること。
- ⑩ 履修証明プログラムの修了者から履修証明書の再交付を求められた場合などに対応できるよう、学位を与える課程の学籍に関する記録に相当するものを作成しておくことが求められること。その保存期間については、学校教育法施行規則第28条第2項の規定に準じて取り扱うことが期待されること。
- ⑪ 履修証明制度の社会的認知及び評価を高めるため、各大学においては、社会や産業界の教育ニーズも踏まえながら、履修証明プログラムの内容及び方法等の不断の改善に努めるとともに、当該プログラムの学修成果や各種検定・資格等との連携、修了者の活躍状況等について、公表内容の充実に努めること。
- ⑫ 高等専門学校及び専修学校における履修証明については、上記①～⑪に準じて取り扱うものとする。

3 大学における履修証明プログラムの履修者に対する単位授与等

- ① 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として開設されるものであり、大学に学生として在籍し、所要の単位を修得して学位を取得するための学位を与える課程とは異なるものであることから、履修証明プログラムの修了そのものに対して直ちに単位を授与できるものではないこと。

ただし、大学設置基準第31条第2項等の規定により、単位授与大学は、当該大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で履修証明プログラムを履修する者に対し、単位を与えることが可能であること。

また、同基準第29条第1項等の規定により、単位授与大学は、当該大学の定めるところにより、学生が行う、大学が編成する履修証明プログラムにおける学修、高等専門学校の履修証明プログラムにおける学修で単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの及び専修学校が編成する履修証明プログラムにおける学修で単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて、単位を与えることが可能であること。

なお、履修証明プログラムを構成するものの中に授業科目が含まれており、学生以外の者が履修する場合には、単位授与大学は、大学設置基準第31条第1項等の規定により、当該授業科目について科目等履修生として位置付けることにより、単位を与えることが可能であること。ただし、この場合、履修証明プログラム全体に対する単位授与と重複して二重に単位を授与することは適切ではないこと。

- ② 大学設置基準第31条第2項等の規定により、単位授与大学が履修証明プログラムを履修する者に対し、単位を与えるに当たっては、当該プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案し、単位授与の際の単位数の目安をあらかじめ設定した上で適切に単位を授与すること。

単位授与の際の単位数の目安は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることなど、学位を与える課程における授業科目への単位授与に係る大学設置基準等の諸規定を踏まえ、各単位授与大学において適切に設定されるべきものであること。

- ③ 履修証明プログラムへの単位授与の有無については、1④及び2①にあるとおり、あらかじめ公表することが求められるが、その際に、3②にある単位授与の際の単位数の目安についても併せて明らかにすることが望ましいこと。また、単位授与の際の単位数の目安の根拠として、大学設置基準第25条の2を踏まえ、シラバス又はそれに準ずるものを作成し、授業の方法及び内容、授業の計画並びに学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示することが望ましいこと。
- ④ 履修証明プログラムの社会的認知及び評価を高めるため、当該プログラムが単位授与の対象となる場合には、履修証明プログラムを履修する者や履修を希望する者等に対して、当該授与された単位が大学入学前の既修得単位の認定や、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用できることを示すことが期待されること。

履修証明プログラム（「特別の課程」） 関係法令 抜粋

■学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第二百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

■学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第一百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第二百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

- 2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。
- 3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。
- 4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによる。
- 5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。
- 6 大学は、学校教育法第二百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。
- 7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

■大学設置基準

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修*を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 (略)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 (略)

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(以下この条において「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者(以下この条において「特別の課程履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

3~5 (略)

※大学設置基準第二十九条第一項の規定による大学が単位を与えることのできる学修を定める件
(平成3年文部省告示第68号)

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

一 大学の専攻科又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百五条の規定により大学が編成する特別の課程における学修

二 (略)

三 高等専門学校の課程(学校教育法第百二十三条において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を含む。)における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

五~十一 (略)

■大学院設置基準

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

※大学設置基準第 29 条は準用していない。